7　第一項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。
一　子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割総額（第十三項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割総額」という。）
二　算定政令第十一条の二第五項第一号イに掲げる数
8　第一項第一号及び第二号の子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。
一　第三項の子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額（第十四項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額」という。）
二　算定政令第十一条の二第五項第二号ロ⑴に掲げる数
9　第二項の子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料収納割合は、各市町村につき、当該市町村において賦課される保険料の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準（算定政令第十一条の二第六項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数を第二十五条の八第一項第二号に掲げる数とする場合にあっては、子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合と同じ値）とする。
10　子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額は、各市町村につき、当該年度における第一号に掲げる額を同年度における第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。
一　当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額
二　イに掲げる数にロに掲げる率を乗じて得た率にハに掲げる率を加えた率
イ　当該市町村が属する都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得係数
ロ　次に掲げる率を合算した率
⑴　算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる率に当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を乗じて得た率
⑵　算定政令第十一条の二第四項第二号ロ⑴に掲げる額を同号ロ⑵に掲げる額で除して得た率に一から⑴の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を控除した数を乗じて得た率
ハ　次に掲げる率を合算した率
⑴　算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる率に当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指数を乗じて得た率
⑵　算定政令第十一条の二第五項第二号ロ⑴に掲げる数を同号ロ⑵に掲げる数で除して得た率に一から⑴の子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指数を控除した数を乗じて得た率
三　イに掲げる数にロに掲げる数を乗じて得た数にハに掲げる率を乗じて得た数
イ　前号イに掲げる数
ロ　前号ロ⑴の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数
ハ　算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる率